

IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号—条件変更された金融資産の認識の中止」に対する当委員会からのコメント・レター

ASBJ 研究員 たに ともゆき
谷 智之

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）から 2015 年 11 月に公表されたアジェンダ決定案「IFRS 第 9 号『金融商品』及び IAS 第 39 号『金融商品：認識及び測定』—条件変更された金融資産の認識の中止」（以下「本アジェンダ決定案」という。）に対して、2016 年 1 月にコメント・レターを送付している。

IFRS-IC は、これまで、金融商品の保有者が資産の全体又は一部の認識の中止を行うべきかについて、①旧ギリシャ国債が満期や金利が異なる新たな国債に再編された場合、及び②中央銀行が発行した資本性金融商品が法改正により条件の異なる新たな資本性金融商品と交換された場合に関するアジェンダ決定を、それぞれ、2012 年 9 月と 2014 年 11 月に公表している。これに対して、本アジェンダ決定案は、条件変更又は交換された金融資産の認識の中止について、ガイダンスを明確化する潜在的な狭い範囲のプロジェクトを進めることの可否を論点として扱うものであった。

本アジェンダ決定案は、どのような状況で条件変更又は交換された金融資産の認識の中止を行うべきかについては、実務上の論点であるとしつつも、本論点が幅広い性質のものであることから、解釈指針を通じて解決できるものではなく、むしろ基準の修正が必要となることに鑑み、現時点で本論点を IFRS-IC のアジェンダに追加しないこととしていた。

当委員会からのコメント・レターでは、IFRS-IC が対処するには範囲が広すぎるため、本論点をアジェンダとして取り扱わないことを支持している。しかし、我が国の関係者との議論において、本論点が、金融機関のみならず、非金融機関の財務諸表にとっても重要であるというフィードバックを受けたことも考慮し、国際会計基準審議会（IASB）が明確さと首尾一貫性の欠如に対処しないまま放置することは少なくとも望ましくないと考え、コメント・レターにおいて以下を提案している。

- IASB が、「概念フレームワーク」の見直しに係る現在進行中の審議において、認識の中止について適切で堅牢な概念を開発するための作業を続けること（IASB が 2015 年に公表した公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」において提案した認識の中止に関する目的とアプローチの記述は、本論点について結論を導くに足るほど十分に堅牢ではないと考えられたため。）
- IASB が、「概念フレームワーク」の見直しに係るプロジェクトで得られた成果を基礎として、本論点について中長期的なプロジェクトとして取り組むこと
- IFRS-IC が、IASB に対しその旨を提言すること